

阿南町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和 3 年 3 月 22 日

1. 概要

(1) 背景

町では、平成 20 年 3 月に策定した阿南町耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）を長野県の制度改正に基づき、平成 28 年 4 月（第Ⅱ期）、令和 3 年 3 月（第Ⅲ期）に変更し、当該計画に定める住宅耐震化率の目標達成に向け、住宅所有者に対する普及啓発及び耐震化に要する費用への助成事業による財政的支援を積極的に行い、住宅耐震化の促進に取り組んでいる。

国は、住宅の耐震化促進には耐震化に係る費用負担の軽減とともに、住宅所有者の耐震化に関する理解を深めることが重要との考えに基づき、平成 30 年度から、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し積極的な普及啓発を行った地方公共団体に対して、重点的な支援を行うこととした。

また、県においても、平成 30 年度から、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し住宅耐震化に取り組む市町村に対して、耐震改修に係る補助額を補助対象工事費の 5 分の 4、限度額を 100 万円に引き上げ、県内の住宅耐震化を積極的に促している。

そこで、町では、国や県の支援の下、住宅所有者に対し一層積極的な耐震化促進事業を実施するため、ここに阿南町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定する。

(2) 目的と位置づけ

アクションプログラムは、促進計画に基づき策定するものである。阿南町全域を住宅耐震化を緊急的に促進すべき区域（以下「緊急耐震重点区域」という。）と定め、住宅耐震化について、必要性の普及啓発及び住宅所有者の経済的な負担軽減など積極的な取り組みを行い、住宅耐震化率の向上を図ることを目的とする。

(3) 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、促進計画（第Ⅲ期）の計画期間と整合させ、令和 3 年度から令和 7 年度までとする。

(4) 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、緊急耐震重点区域内に現存する建築物のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に着工された、個人が所有する木造住宅とする。

2. 対象区域の設定

アクションプログラムの対象区域は、緊急耐震重点区域と定めた阿南町全域とする。

3. 取組内容

(1) 住宅所有者等に対する直接的な耐震化促進

対象となる住宅所有者に対し、耐震化の必要性と効果及び経済的支援について周知する文書を、直接送付する。

(2) 耐震診断実施済みの住宅所有者に対する耐震改修促進

耐震診断結果報告時に合わせ、耐震改修について周知する。また、耐震診断の実施から一定期間経過しても耐震改修に至らない住宅所有者に対し、改修を促す文書を送付する。

(3) 耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組み

県と協力し、改修事業者向け講習会の周知などの受講を促し、改修事業者の技術力向上を図るとともに、改修事業者のリストを公表し、住宅所有者が相談及び依頼をしやすい環境醸成を図る。

(4) 耐震化の必要性に係る普及啓発

町の広報誌、ホームページ及び文字放送などへ住宅耐震化の普及啓発に関する記事を掲載する。また、防災関連の催しに合わせてパンフレットを配布及び役場庁舎にパネルを展示するなど、広く一般に対する普及啓発を図る。

4. 進行管理

(1) 進捗状況の公表

緊急耐震重点区域内における耐震診断及び耐震改修の実施、助成の実績を、毎年度末に情報誌及びホームページにより公表する。

(2) 取り組みのフォローアップ

より効果的な耐震化促進につなげるため、町内における住宅耐震化の進捗状況を反映し、アクションプランと促進計画、国及び県の方針との連携を図る。

5. 実績と目標

(単位：件)

内 容	令和3年度	令和4年度
診 断	2	3
改 修	0	1